

釜利谷南小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月18日策定（平成30年2月26日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

○いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

○いじめ防止等に向けての基本理念

いじめは、どの集団にも、どのクラスにも、どの子にも起こる可能性がある身近で深刻な人権侵害である。子どもは、人と人との関わり合いの中で育っていく。しかし、子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成され、いじめが発生すれば、子どもの健やかな成長への阻害要因となるだけではなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとなる。本校では、いじめを「しない、させない、見逃さない」を合言葉に「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりを目指していく。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

○委員会の構成員

管理職・児童支援専任教諭・養護教諭・教務主任・各学年代表者1名・個別支援学級担任1名

○委員会の運営

- ・月1回定期開催。但し、いじめの疑いがあった際は、直ちに臨時に開催する。
- ・管理職は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

○委員会の活動内容

◇未然防止に向けて

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

◇いじめの早期発見・事案対処について

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの疑いに関する情報や児童に関する情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対する聞き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

◇取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

【規律を守る】

「釜南学校生活のきまり」に基づいて学校生活を送り、集団で生活するためにはどんなことに気をつけなければいけないのか、考える姿勢を植え付ける。特に、あいさつ・言葉遣い・時間を守る・話を静かに聞くなどの基本を子どもの中に徹底できるように指導する。

【あいさつが響く学校に】

あいさつは、コミュニケーションのはじめの一步と捉え、あいさつ運動に取り組み、家庭、地域とともに進んで挨拶をする子を育成する。

【相手の気持ちを考えた言葉遣いの取組】

ふわふわ言葉、ちくちく言葉を例にとり、相手の気持ちを考えた言葉遣いをするように指導する。

【学力保障】

子どもが主体的に学べる授業、楽しく分かりやすい授業を目指し、教材研究に務める。また、児童のつまずきを知り、そのつまずきを取り除く手立てを講じる。

【自己有用感を育てる】

すべての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場を設定し、他者から認められる経験をもたせることで自尊感情を高め、自己有用感を育てる。また、係活動や当番活動、委員会活動などを通して、「人の役に立って嬉しい」という気持ちを獲得できるようにする。さらに高学年は、縦割り活動のリーダーとしてみんなのために頑張っている存在として認め、自己有用感をもてるようにする。

【子どもがいじめについて考える機会をつくる】

12月に、ニレの木にこにこ人権週間を設定し、道徳の授業を通して、みんなでいじめについて考えるようにする。また、代表委員会で、学校目標に近づいているかを振り返る中で友達を思いやることができているか考えるようにする。

【子どもの社会的スキル横浜プログラムの実施】

学級開き後、夏休み明け後に社会的スキル横浜プログラムを実施する。

②いじめの早期発見

【児童のささいな変化に気づく】

- ・朝の会、授業中、帰りの会などで児童一人ひとりの顔を見ていつもと違う様子に気づくことができるようにする。
- ・養護教諭と情報交換をする。怪我や体・心の不調等を養護教諭から聞く。
- ・保護者と協力して、家庭での様子を聞く。持ち物の様子やいつもと違った言動はないか等を聞き指導に役立てる。
- ・登下校や休み時間の様子を見る。友達との関係はうまくいっているか。一人で寂しそうにしていな
いか等を観察する。
- ・グループ作り、席替えの時等、児童の様子を観察する。

【教職員で情報を共有しあう】

気になる子どもの姿が見られたら、教職員で情報を共有し、積極的にいじめとして認知して、みんなで見守るようにする。

【いじめについてのアンケートを実施する】

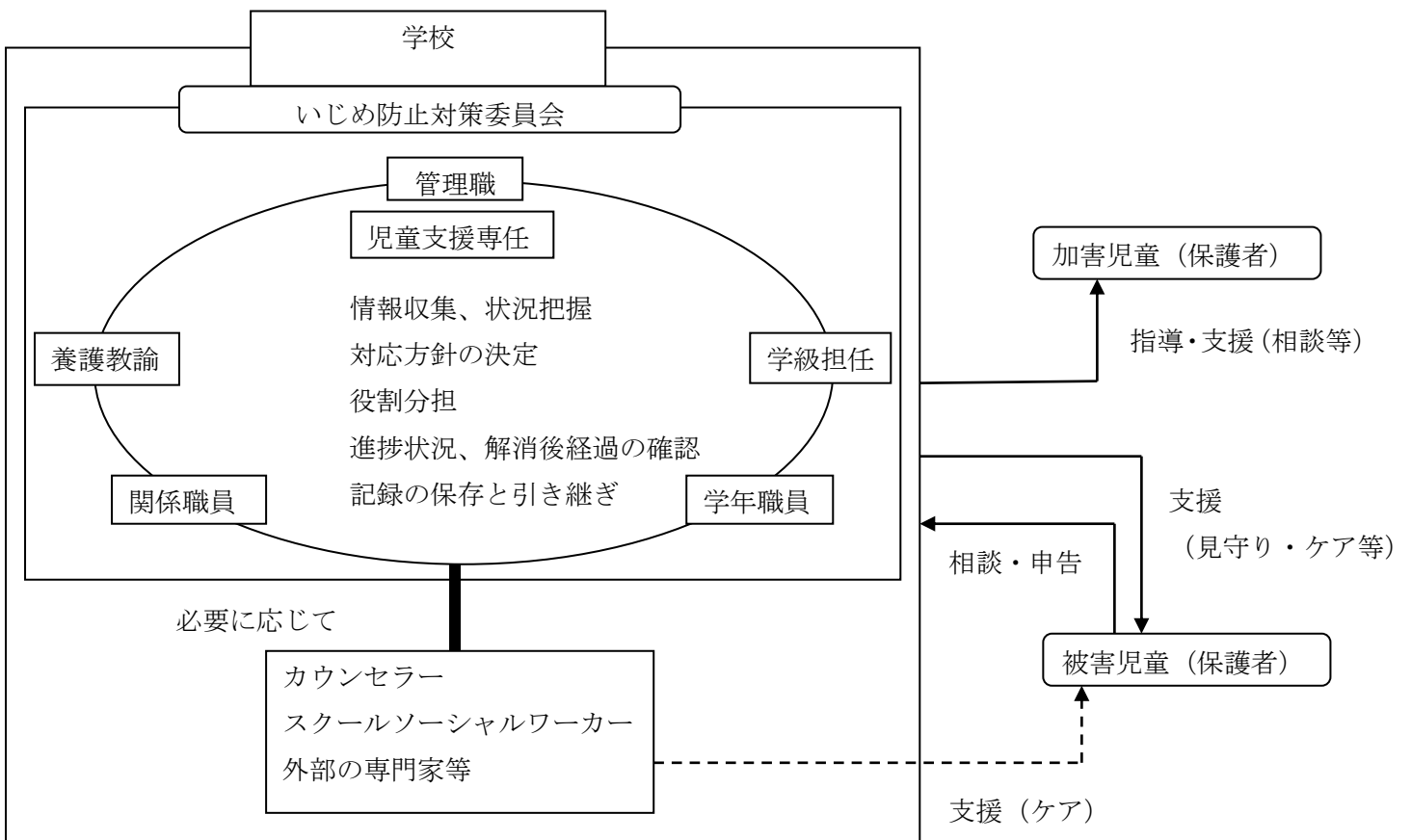
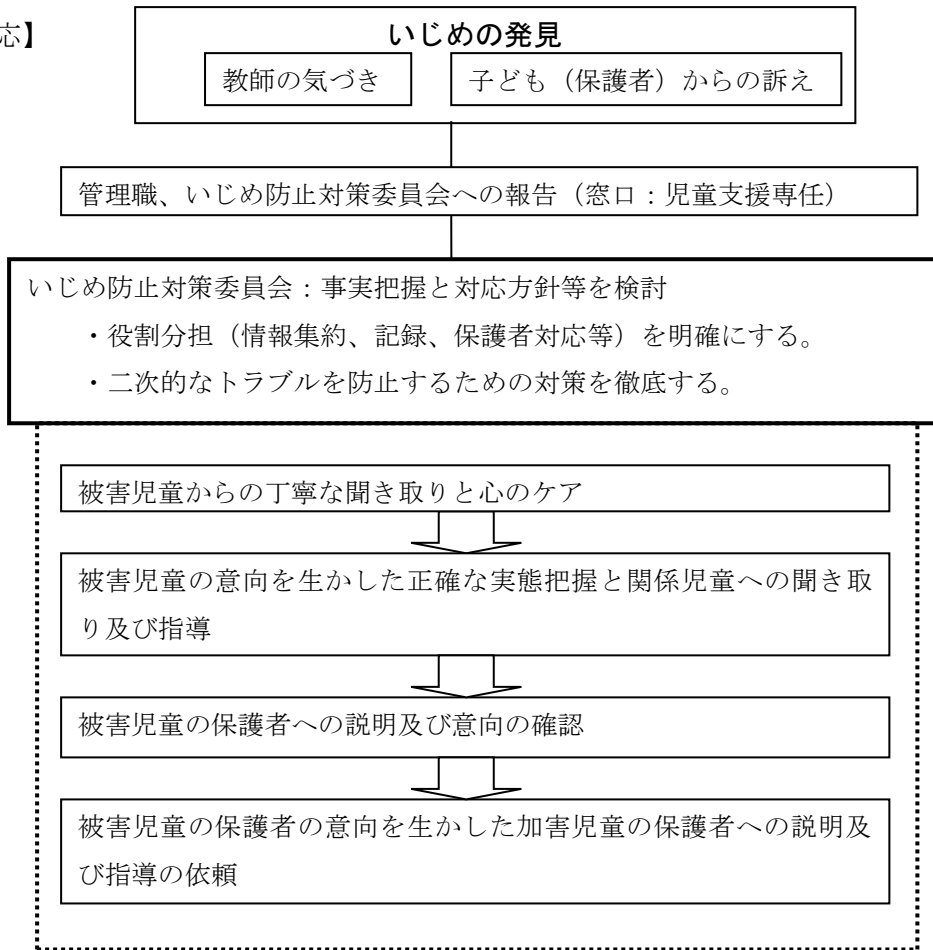
6月（独自記名式）、12月（市一斉無記名式）にアンケート、6月～7月にかけて「お話月間」（教育相談）を行い、気になることがある場合はただちに対応する。

【インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラルの推進】

携帯・スマホ教室、リーフレット等の資料を活用した啓発活動を実施する。

③いじめに対する措置

【初期対応】

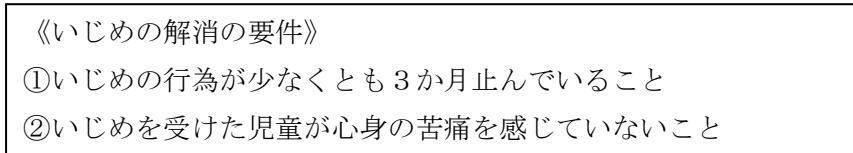


【中・長期的な対応】

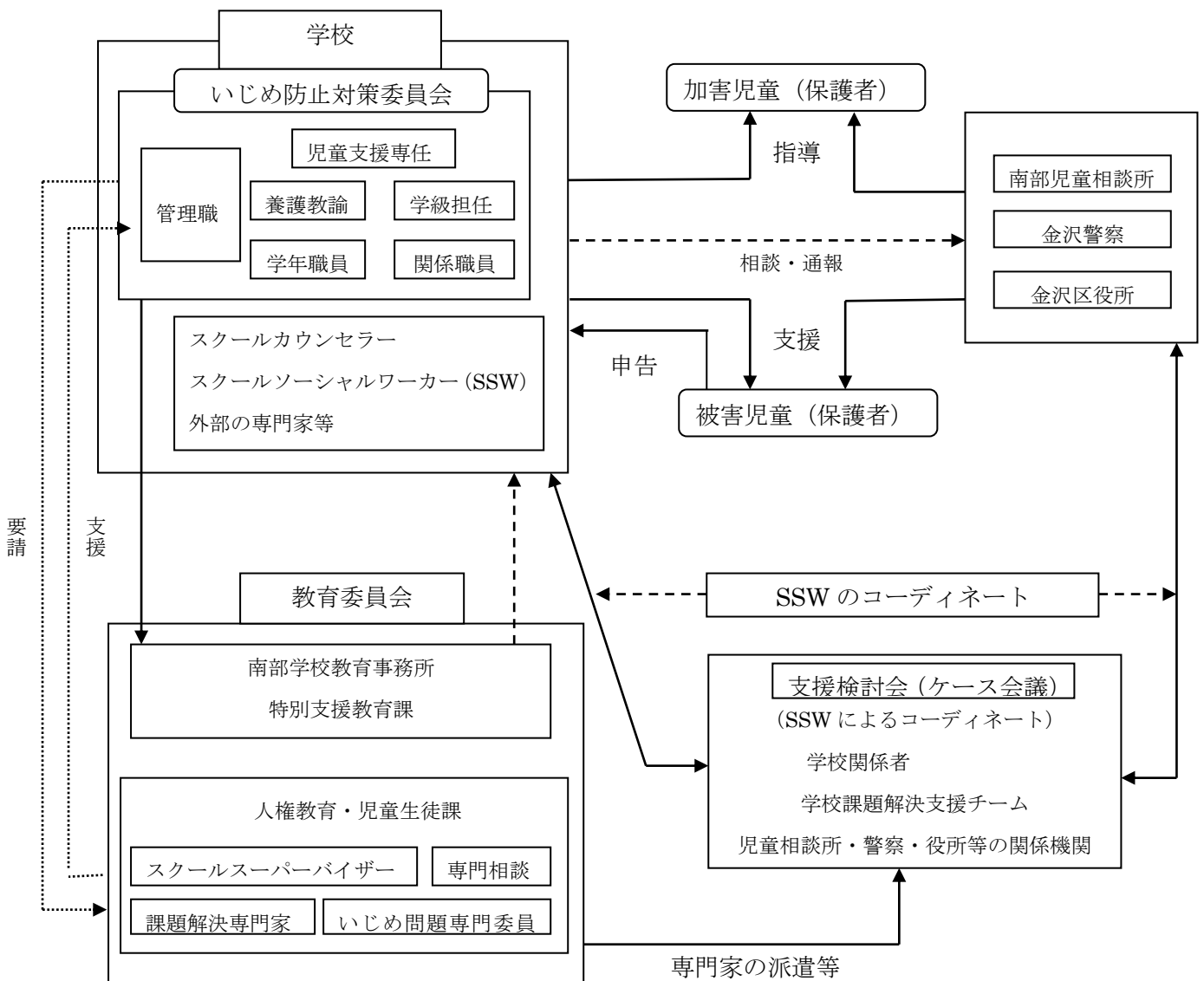
- ・複数の目による定期的な状態チェック（アンケートの活用）、報告及び情報交換の実施
- ・児童が気軽に相談できる機会の設定、窓口づくり、学校カウンセラーの活用
- ・いじめを否定する児童間の風土づくり
- ・次年度への引き継ぎを行う

④いじめの解消

次の2つの要件が満たされている時、いじめが「解消している」状態とする。



〈いじめの解決に向けた対応〉



- ・いじめが解決しても被害児童に定期的に話を聞き、「あなたを守る」というメッセージを送り続ける。
- ・全職員が見守り（観察）、情報を共有する。
- ・定期的に保護者に児童の様子を伝えるとともに、家庭での様子や変化を把握する。

⑤教職員等への研修

・毎月職員会議の時に資料（『「いじめ」根絶！横浜メソッド』等）を使っていじめの研修を行う。

⑥学校運営協議会等の活用

・学校運営協議会で、学校が抱える課題等を共有し、連携・協働して取り組む。

⑦取組の年間計画

月	児童の活動	職員の活動	地域・家庭との連携
4月	学級開き 学年開き 学級の目標をみんなで決めよう 子どもの社会的スキル横浜プログラム実施	いじめ防止対策委員会 釜南スタンダード共通理解 いじめ防止基本方針の共通理解	家庭訪問
5月	5年あいさつ運動 縦割り班決定、縦割り活動開始 縦割り交歓給食・縦割り遊び 釜南スポーツフェスタ	いじめ防止対策委員会 Y P アセスメントの実施	学校説明会 学校運営協議会
6月	6年あいさつ運動 全校遠足（縦割り活動） 携帯・スマホ安全教室（4～6年） 先生とのお話月間（～7月）	いじめ防止対策委員会 人権教育研修	校内レンジャー紹介（朝会）
7月	縦割り交歓給食・縦割り遊び 全校いじめアンケート（独自） 学校生活振り返りカード	いじめ防止対策委員会 いじめアンケート集約調査	個人面談 学校運営協議会
8月	子どもの社会的スキル横浜プログラム実施		横浜こども会議
9月	4年あいさつ運動 縦割り交歓給食・縦割り遊び	いじめ防止対策委員会 自閉症研修	
10月		いじめ防止対策委員会	
11月	5年あいさつ運動 ニレの木スタディフェスタ 縦割り交歓給食・縦割り遊び 学校生活アンケート	いじめ防止対策委員会 人権教育研修 保護者学校評価集約検討 児童アンケート集約検討	学校を開く週間 学校運営協議会
12月	6年あいさつ運動 ニレの木にこにこ人権週間 いじめアンケート（市）	いじめ防止対策委員会 「人権に関わる授業」の児童感想を掲示 いじめアンケート集約調査	個人面談 学校評価（保護者）
1月	縦割り交歓給食・縦割り昔遊び	いじめ防止対策委員会 今年度「いじめ防止対策基本方針」振り返り	
2月	4年あいさつ運動 なわとび集会	いじめ防止対策委員会 次年度「いじめ防止基本方針検討」	学校運営協議会
3月	3年あいさつ運動 縦割り交歓給食・縦割り遊び 卒業式	いじめ防止対策委員会 新年度「いじめ防止基本方針」決定	

4 重大事態への対応

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

〈報告〉重大事態と思われる案件が発生した場合(疑いも含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

〈調査・報告〉

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

〈児童・保護者への報告〉

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。